

八事斎場再整備事業
落札者決定基準

令和5年5月
名古屋市

目次

第1 落札者決定基準の位置づけ	1
第2 事業者選定の概要	1
1 事業者選定の方法	1
2 審査の進め方	1
3 評価体制	1
第3 資格審査	3
第4 提案審査	3
1 基礎審査	3
(1) 提出書類の確認	3
(2) 入札価格の確認	3
(3) 基礎的事項の確認	3
2 総合評価	4
(1) ヒアリング	4
(2) 提案内容評価点の審議・算出	4
(3) 価格評価点の算出	10
(4) 総合評価点の算出	10
(5) 提案内容評価点の確認	10
第5 優秀提案者の選定	11
第6 落札者の決定	11

第1 落札者決定基準の位置づけ

この落札者決定基準（以下「本基準」という。）は、名古屋市（以下「市」という。）が「八事斎場再整備事業」（以下「本事業」という。）を実施する事業者の選定を行うにあたり、「八事斎場再整備事業者評価会議」（以下「評価会議」という。）において、優れた入札参加者を選定するための方法や評価項目等を定めるものである。また、本基準は本事業に参加しようとする者に交付する入札説明書と一体のものとする。

なお、本基準で使用する用語の定義は、同一の名称によって入札説明書において使用される用語の定義と同じものとする。

第2 事業者選定の概要

1 事業者選定の方法

民間事業者の募集及び選定の方法は、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札とする。

事業者の選定にあたっては、入札価格、設計、建設等に関する技術及び事業遂行能力等を総合的に評価し、落札者を決定する。

なお、本事業は平成6年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO政府調達協定）の対象事業であり、入札手続きには、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令372号）が適用される。

2 審査の進め方

審査は、第一次審査として入札参加資格の有無を判断する「資格審査」、第二次審査として提案内容を評価する「提案審査」の2段階にて実施する。「提案審査」は、入札価格や要求水準書に示す内容を満たしているか否かを確認する「基礎審査」と、提案内容の水準を様々な視点から総合的に評価する「総合評価」を行う。

3 評価体制

事業提案書の評価は、評価委員が行い、入札参加者に対してヒアリングを行う。

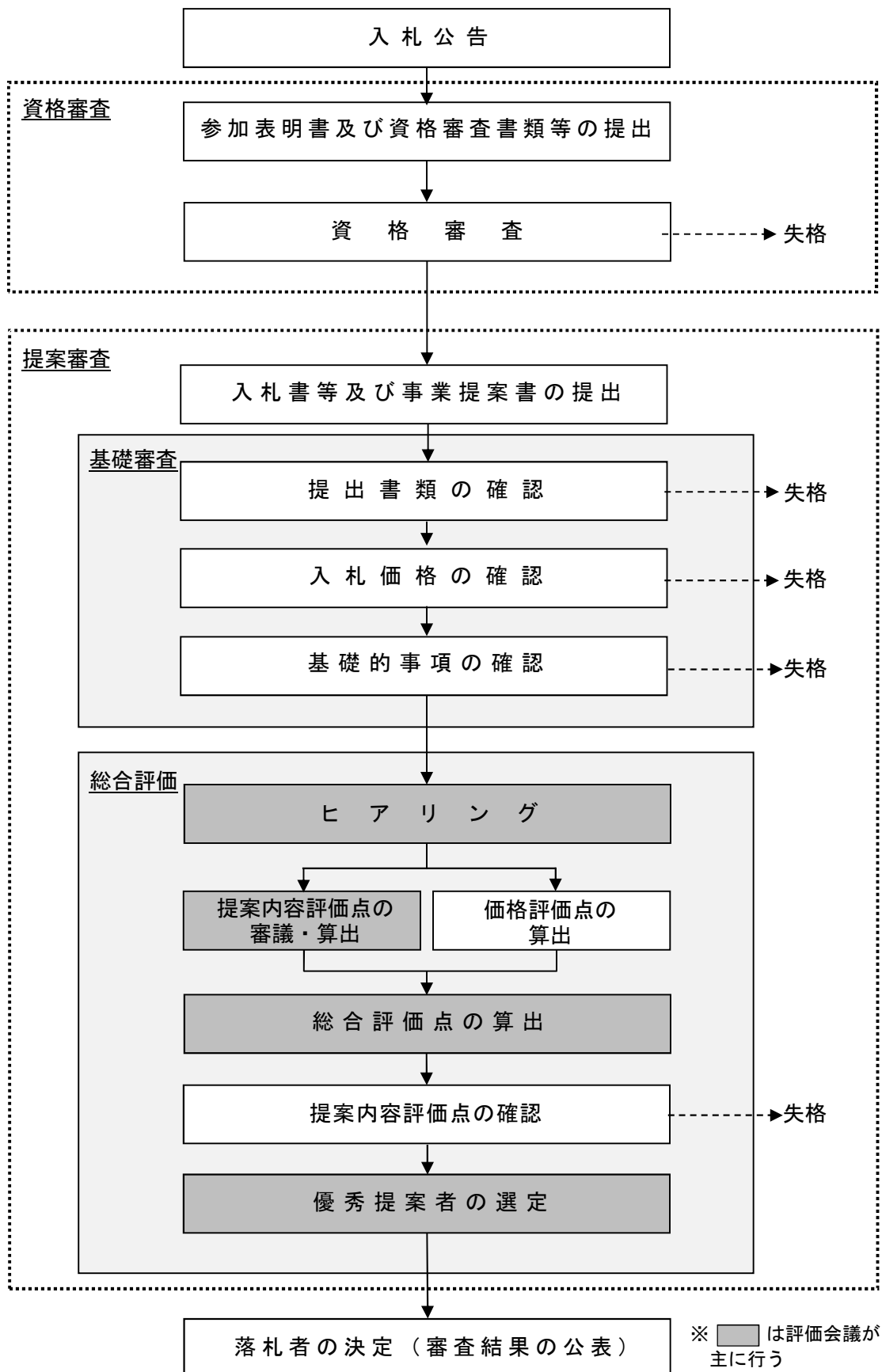
評価委員は、以下5名の委員とする。なお、応募者の構成員等が、落札者決定前までに、評価委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になることを目的として、接触等の働きかけを行った場合は応募者を失格とする。

役職	氏名	所属（役職・肩書）
委員	生田 京子	名城大学理工学部建築学科・教授
委員	小野田 誓	公認会計士小野田誓事務所・公認会計士
委員	加藤 義人	名古屋都市センター・特任アドバイザー 岐阜大学工学部・客員教授
委員	櫛田 玄一郎	愛知工業大学工学部機械学科・教授
委員	鈴木 賢一	名古屋市立大学・特任教授

（50音順、敬称略）

【落札者決定までの流れ】

——▶ 満たしている -----▶ 満たしていない



第3 資格審査

資格審査では、応募者からの資格審査書類をもとに、参加要件及び資格等の要件の具備を市において確認する。

資格審査の結果、参加要件等を充足していない応募者は、失格とする。

なお、資格審査に係る参加要件及び資格等は、入札説明書の「第4の1」に示している。

第4 提案審査

1 基礎審査

市は、入札参加者から提出された入札書等及び事業提案書について、以下に示す基礎審査項目を満たしているかを確認する。当該項目のいずれかでも満たしていない場合、入札参加者に確認の上、失格とする。全ての要件に適合していると確認された入札参加者は、総合評価の対象とする。

(1) 提出書類の確認

市は、提出された書類について、下記の審査項目を満たしていることの確認を行う。

審査項目	審査内容
提出書類の確認	提出を求めている書類が全て揃っているか。また、指定した様式に必要な事項が記載されているか。
提案内容の矛盾・齟齬	事業提案書全体において、同一事項に関する提案に矛盾あるいは齟齬がないか。

(2) 入札価格の確認

市は、入札書に記載された金額が予定価格の範囲内にあることの確認を行う。予定価格の範囲内にあることが確認された入札参加者は、基礎的事項の確認の対象とし、範囲外の入札参加者は失格とする。

(3) 基礎的事項の確認

事業提案書に記載された内容が、下記の基礎的な事項について満足していることの確認を行う。

ア 事業遂行に関する確認

審査項目	審査内容
保険	市の要求する保険の付保が予定されているか。
計数の整合性	各提案書類の計数の整合性がとれているか。
スケジュール	想定する工程となっているか。新設施設及び外構(新斎場の供用を開始するために必要な擁壁、水路、道路の整備等を含む)の引渡し令和10年4月1日までに完了する工程となっているか。八事斎場(本施設全体)の引渡し令和10年10月1日までに完了する工程となっているか。

イ 要求水準の達成確認

提案内容が要求水準を満たしているかどうかを、様式集による事業提案書への記載事項等に基づき確認する。

提案内容は、市が要求する要求水準に対して、事業実施時にその要求水準を満たすことを確約すること、また要求水準を満たすための対応方策等について具体性をもって記載することが必要となる。事業提案書に記載される内容が要求水準を充足する内容であると確認できる場合に、要求水準を達成しているものとして判断する。

要求水準の達成確認を行うにあたり、入札参加者から提出された事業提案書に疑義がある場合には、入札参加者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合があるほか、入札参加者に対して個別質疑を行って確認する場合がある。

2 総合評価

(1) ヒアリング

提案内容の確認のため、基礎審査を通過した入札参加者全員に対して、ヒアリングを行う。

(2) 提案内容評価点の審議・算出

ア 提案内容の評価項目と配点

本評価では、評価会議において、各提案内容をウに示す4つの評価項目（①事業計画、②全体整備計画、③施設整備計画、④火葬炉整備計画）により評価、採点する。

なお、本評価の合計点（以下「提案内容評価点」という。）は【800点】とする。

イ 提案内容の評価項目の採点基準

入札価格を除いた提案内容に関する評価では、各評価項目において、次に示す4段階により評価、採点することとする。

提案内容評価点は、各委員の評価点の平均とし、算出された評価点の小数点以下第4位を四捨五入し、小数点以下第3位までの数値とする。

評価	評価内容	採点基準
A	要求水準を超える優れた提案があり、具体性や実現性がある。	配点×1.00
B	要求水準を超える提案があり、具体性や実現性がある。	配点×0.75
C	要求水準を満たす程度の提案があり、具体性や実現性がある。	配点×0.50
D	要求水準を満たす程度の提案があるが、具体的や実現性が十分でない。	配点×0.25

ウ 提案内容評価の配点

大項目	No.	中項目	小項目	配点		
①事業計画	1-1	事業実施の基本方針		20	80 点 (10%)	
	1-2	事業実施体制、役割分担 及びモニタリング		20		
	1-3	工程等		20		
	1-4	リスクへの適切な対応		20		
②全体整備計画	2-1	施設配置、外部動線計画		80	180 点 (23%)	
	2-2	意匠（外観）、外構・緑化計画、 擁壁計画		100		
③施設整備計画	3-1	ゾーニング計画、内部動線計画		80	300 点 (37%)	
	3-2	意匠（室内）、快適性、機能性		100		
	3-3	環境への配慮		60		
	3-4	維持管理・運営への配慮		40		
	3-5	災害時・非常時等における対策		20		
④火葬炉整備計画	4-1	全般	全体コンセプト	20	60	240 点 (30%)
			省スペース化	20		
			自動化、安全対策	20		
	4-2	排ガス処理設備及び環境性能		100		
	4-3	火葬時間等		40		
	4-4	更新性・作業性等		40		
提案内容評価点				800		

エ 提案内容の評価項目における評価の視点

① 事業計画に関する評価【80 点】

No.	項目	評価の視点	配点	対応様式
1-1	事業実施の基本方針	●事業の目的及び整備方針を十分に理解した基本方針となっているか。 ●事業特性、立地条件等を考慮した基本方針となっているか。 ●管理運営の視点、施設の利用者の視点を踏まえた基本方針となっているか。	20	7-1-1
1-2	事業実施体制、役割分担及びモニタリング	●事業期間を通じ、本事業を円滑に実施する実施体制（適切な人員・バックアップ体制）となっているか。 ●代表企業、構成員等の役割分担が適切・明確か。 ●事業を統括する企業、責任者及び各業務の責任者・技術者について、適切・明確か。 ●代表企業、構成員等の組織間の連携、意思疎通を円滑とするための具体的かつ効果的な取り組みが提案されているか。 ●市が行うモニタリングへ効率的に寄与する取り組みが提案されているか。 ●業務の質の維持・向上を図るためのセルフモニタリングの方法が提案されているか。	20	7-1-2
1-3	工程等	●重点管理すべき工程が明確化された上で、不測の事態に備えた工程上の余裕を一定程度確保し、要求水準書に示されているスケジュールに対して確実に竣工が可能なスケジュールとなっているか。 ●工事（解体・撤去工事を含む）による近隣への影響に配慮した計画となっており、その影響を最小限に抑える具体的な工夫が提案されているか。	20	7-1-3
1-4	リスクへの適切な対応	●本事業に特有なリスクも含め、業務遂行にあたり想定されるリスクが的確に分析されているか。 ●リスク低減・防止及び効果的な対応策が提案されているか。	20	7-1-4

② 全体整備計画に関する評価【180 点】

No.	項目	評価の視点	配点	対応 様式
2-1	施設配置、 外部動線計画	●狭隘な土地を有効活用し、周辺の地形等を踏まえた合理的かつ利便性の高い施設配置となっているか。 ●施設へのアプローチについて、人体火葬と動物火葬利用との区分、歩車分離など適切に配慮されているか。 ●利用者・葬祭業者・職員等の各車両動線が交錯しないような提案がされているか。 ●利用者が利用しやすいなど、適切な駐車場計画となっているか。	80	7-2-1
2-2	意匠(外観)、 外構・ 緑化計画、 擁壁計画	●火葬場としてふさわしい品格があり、意匠性の高い外観となっているか。また、整備範囲全体（擁壁を含む）を通して、周辺環境と調和する景観が形成されているか。 ●周辺住民や歩行者及び利用者からの見え方に配慮し、圧迫感を軽減する提案がされているか。 ●斎場にふさわしい樹種が選定され、会葬者が安らぎを覚えるような緑化計画となっているか。 ●周辺住民や歩行者から施設が視認しにくくなるよう、植栽等に工夫が施されているか。	100	7-2-2

③ 施設整備計画に関する評価【300 点】

No.	項目	評価の視点	配点	対応 様式
3-1	ゾーニング 計画、 内部動線 計画	●管理部門の集約化や管理動線の確保等の管理しやすいゾーニング、動線計画について、適切な提案がされているか。 ●利用者と職員及び利用者同士の動線が交差せず、利用者のプライバシーに配慮された動線計画となっているか。 ●各部門の諸室の配置、形状、規模について、利便性やプライバシーに配慮した提案がされているか。 ●すべての人に分かりやすく、視認性に優れたサイン計画となっているか。 ●待合室は利用者が希望する場合に確実に利用できるなど、運用に配慮した提案がされているか。 ●告別収骨室は可能な限り火葬炉 1 基に対し 1 室の部屋を設ける提案がされているか。	80	7-3-1

No.	項目	評価の視点	配点	対応 様式
3-2	意匠(室内)、 快適性、 機能性	● エントランスホール及び告別収骨室は格調高く荘厳な室内意匠となっているか。 ● 待合室及び待合ホールは会葬者の気持ちが和らぐよう、明るく温かみを持つ落ち着いた空間となっているか。 ● 室内意匠は統一性のある提案がされているか。 ● 諸室の利用用途を踏まえたユニバーサルデザインへの対応について提案がされているか。 ● 快適な室内環境を保つための設備（電気設備、衛生設備、空調設備等）計画となっているか。 ● 諸室の機能、意匠にあった、八事斎場にふさわしい品位ある備品・什器を導入する提案がされているか。	100	7-3-2
3-3	環境への配慮	● 「ZEB Oriented」相当以上となるような省エネルギーに配慮した提案がされているか。 ● 建築物環境配慮制度（CASBEE 名古屋）による評価が A ランク以上となるような環境に配慮した提案がされているか。 ● 玄関やエントランスホール、待合室及び備品・什器など、直接市民が利用する機会が多い部分について、愛知県産木材を積極的に使用し、木質化を図る提案がされているか。 ● 自然素材や地場資材及び技術を積極的に採用した提案がされているか。 ● エコマテリアルを採用し、カーボンニュートラルに向けた技術や取り組みを積極的に導入する等、環境に配慮した提案がされているか。	60	7-3-3
3-4	維持管理・ 運営の配慮	● 維持管理等における作業性、修繕のしやすさに配慮した提案が具体的かつ適切な根拠をもとにされているか。 ● 維持管理、修繕費等のランニングコストの低減に資する提案が具体的かつ適切な根拠をもとにされているか。	40	7-3-4
3-5	災害時・非常 時等における 対策	● 災害時、事故発生時等における施設利用者、職員の避難及び傷病者等の緊急搬送がスムーズに行える等の危機管理計画が提案されているか。 ● 感染症の発生に際し、感染拡大防止のための具体的な提案がされているか。	20	7-3-5

④ 火葬炉整備計画に関する評価【240 点】

No.	項目	評価の視点	配点	対応様式
4-1	全般			7-4-1
	全 体 コ ン セ プ ト	●火葬炉設備の全般的なコンセプトとして、要求水準に定めていない事項等を含め、優れた提案がされているか。また、独自技術等による効果的な提案が示されているか。	20	
	省 ス ペ ース化	●火葬炉設備の構成は適切かつ省スペース化が図られ、配置場所及び設置に要する面積、容積は適切なものとなっているか。	20	
	自動化、 安 全 対 策	●火葬炉設備の運転プロセス、作業の自動化が図られ、省力化に資する提案がされているか。 ●災害時にインフラが寸断された場合においても、迅速に火葬を再開し、適切に火葬が継続できるものとなっているか。 ●機器の異常発生や停電などの非常時における安全性が確保され、迅速に火葬を再開し、適切に火葬が継続できるものとなっているか。	20	
4-2	排ガス処理 設備及び環 境性能	●火葬炉排ガスに係る基準を恒常的に遵守するための具体的な提案がされているか（動物火葬を含む）。 ●燃焼状況、排気ガス成分状況のモニタリング及び制御装置について適切な提案がされているか。 ●設備から発生する騒音・振動、白煙、水銀等その他火葬炉の環境対策に関する機能や設備について適切な提案がされているか。	100	7-4-2
4-3	火葬時間等	●冷却を含めた火葬 1 サイクルに要する時間の短縮について提案がされているか。 ●火葬炉 1 基あたり 1 日 2.5 サイクルの火葬を行った場合の火葬枠について、利用しやすい時間帯に設定されているか。	40	7-4-3
4-4	更新性・作 業性等	●火葬炉設備は、十分な耐久性を有し、長期間に亘り、排ガス処理性能を維持するための具体的な提案がされているか。 ●動物火葬炉は、1 日 5 サイクルの使用に耐え得るものとなっているか。 ●維持管理等における作業性、修繕、更新を考慮した配置や仕様になっているか。 ●維持管理、修繕費等のランニングコストの低減に資する提案がされているか。 ●火葬炉設備の燃焼効率等の省エネルギー化が図られているか。	40	7-4-4

(3) 価格評価点の算出

入札書の金額に、取引にかかる消費税及び地方消費税の額を加算した金額（以下「提案価格」という。）を用いて、次の算式により「価格評価点」として算出する。

最も低い提案価格を提示した入札参加者の価格評価点を【200点】満点とし、その他の入札参加者の価格評価点は、提案のうち最も低い提案価格からの割合に基づき算出する。ただし、有効桁数は小数点第3位とし、小数点第4位は四捨五入する。

$$\text{価格評価点} = \frac{\text{提案のうち最も低い提案価格}}{\text{当該入札参加者の提案価格}} \times \text{【200点】}$$

(4) 総合評価点の算出

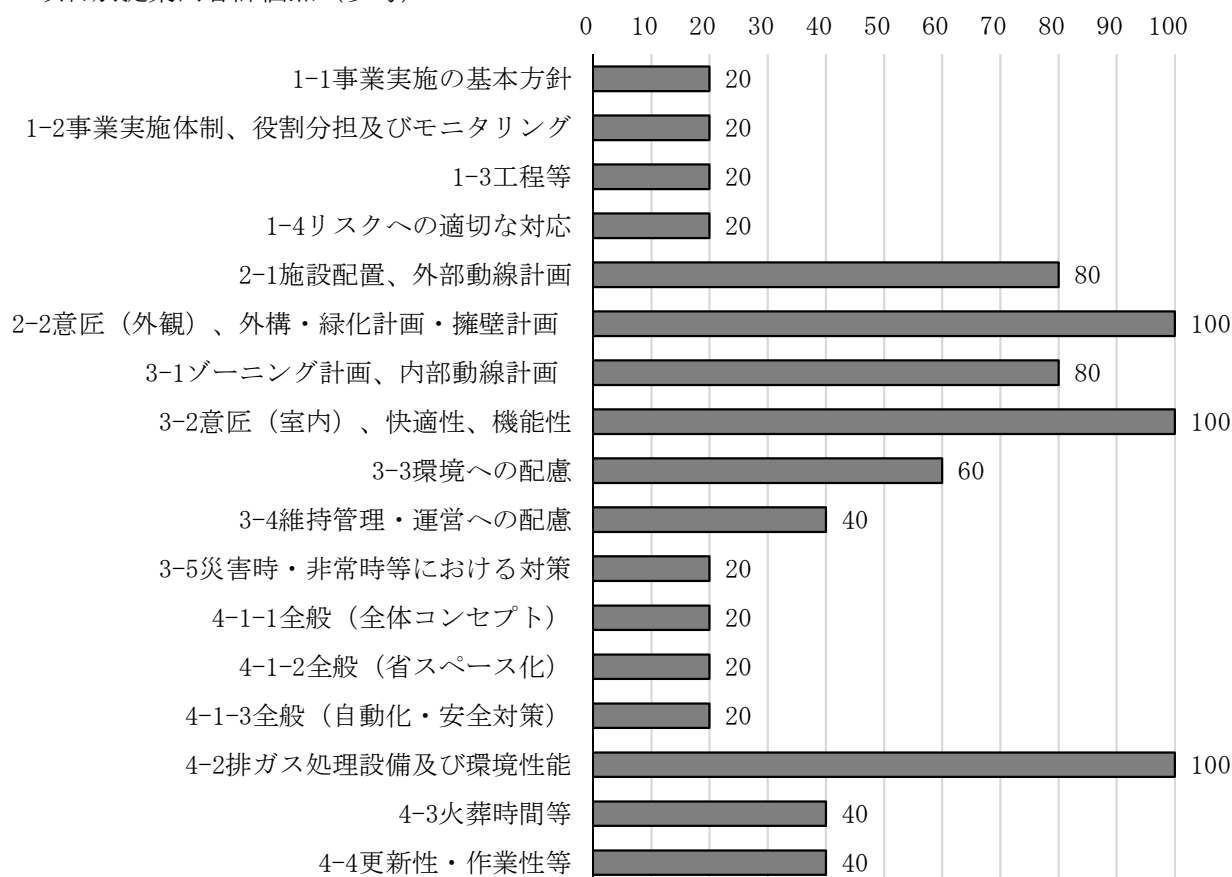
提案内容評価点と価格評価点を合計した点数（以下「総合評価点」という）により総合評価する。なお、それぞれの配点を合計し、総合評価点は【1,000点】満点となる。

$$\begin{array}{lcl} \text{総合評価点} & = & \text{【提案内容評価点】} + \text{【価格評価点】} \\ \text{(満点1,000点)} & & \text{(満点800点)} \quad \text{(満点200点)} \end{array}$$

(5) 提案内容評価点の確認

市は、提案内容評価点が最低提案内容評価点【400点】以上となっていることの確認を行う。最低提案内容評価点未滿の入札参加者は失格とする。

<項目別提案内容評価点（参考）>



第5 優秀提案者の選定

評価会議は、入札参加者の提案内容に対して、総合評価点が最も高い提案を行った者を優秀提案者として選定するとともに、その他の順位を決定する。

ただし、総合評価点の最も高い提案が同点で複数ある場合には、提案内容評価点が最も高い提案を行った者を優秀提案者として選定する。なお、総合評価点の最も高い提案が同点で複数ある場合で、それらの提案内容評価点も同点の場合は、当該者にくじを引かせて優秀提案者を選定する。

第6 落札者の決定

市は、評価会議の評価結果を踏まえ、優秀提案者を落札者として決定し、その結果を入札参加者に通知するとともに公表する。なお、落札者（構成員のいずれかの者）が、落札者決定時から設計・工事請負契約締結までに、市との契約に関して次の事由に該当した場合は失格とする。これらの事由により落札者が失格となった場合は、市は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行う。この場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第9号の規定による随意契約となる。

- ① 本市との契約に関して（本事業の契約以外のものを含む）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条、第8条第1号若しくは第19条に違反し公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令若しくは課徴金減免制度の適用を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。
- ② 本市との契約に関して（本事業の契約以外のものを含む）贈賄・談合等著しく本市との信頼関係を損なう不正行為の容疑により個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。